

平成29年1月

薬事工業生産動態統計調査

衛生材料調査票記入要領

- I 薬事工業生産動態統計調査について
- II 調査票提出までの順序
- III 調査票記入上の注意

別 紙

- 1 月別、県名、事業所区分
- 2 衛生材料品名区分、用途区分、
製造区分及び出荷区分
- 3 衛生材料数量単位
- 4 国別コード表

I 薬事工業生産動態統計調査について

1. 目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査として薬事工業生産動態統計調査規則（昭和27年厚生省令第10号。以下「規則」という。）により実施され、医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的としております（規則第2条）

2. 重要性

国や地方公共団体の統計調査は種々ありますが、このうち国家的見地から考えて重要な統計調査は、統計法に基づき総務省の審査を経て「基幹統計調査」として指定されます。

この統計は前に述べましたとおり「基幹統計調査」として指定されており、国として重要な統計でありますので調査の正確、迅速を図るため皆様のご協力をお願いします。

3. 調査票の取扱い

(1) 秘密の保護

基幹統計調査であるこの調査の内容については、秘密が保護されています。（統計法第41条）また、調査票情報を統計調査の目的以外に使用してはならないことが規定されています。（統計法第40条）したがって、徴税事務等には使用されるようなことはありません。

(2) 報告義務と罰則

報告義務者が報告（調査票の提出）をしない場合、又は虚偽の報告をした場合は罰せられます。（統計法第61条）

4. 調査内容

衛生材料調査は医療機器及び医薬部外品のうち、下記に掲げる衛生材料について毎月の生産の実態等を明らかにするため、それぞれ下記の内容の調査を行います。（規則第6条）

(1) 脱脂綿

医療脱脂綿及び医薬部外品脱脂綿の大判製品（原綿等から製造されたものであつて、精錬漂白、乾燥作業等をなし、小分け包装を施し得る状態にあるものです。）の毎月の生産（輸入）、出荷及び在庫

(2) ガーゼ

医療ガーゼの大判製品（原反等から製造されたものであつて、精錬漂白、乾燥作業等をなし、小分け包装を施し得る状態にあるものです。）の毎月の生産（輸入）、出荷及び在庫

(3) 生理処理用品

医薬部外品である生理処理用品（医療脱脂綿及び生理用タンポン以外の綿類及び

紙綿類であって衛生上の用に供されるもの) の最終製品 (脱脂綿のみからなるものを除く。) の毎月の生産 (輸入) 、出荷及び在庫

5. 調査対象

衛生材料調査の対象は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (以下「医薬品医療機器等法」という。) により医療機器又は医薬部外品の製造販売業の許可を受けて医療機器又は医薬部外品を製造販売する事務所 (以下「製造販売事務所」という。) 及び医療機器又は医薬部外品の製造業の許可又は登録を受けて医療機器又は医薬部外品を製造する製造所 (以下「製造所」という。) であって衛生材料を製造販売する製造販売事務所及び製造する製造所です。

なお、この調査は企業単位ではなく製造販売事務所又は製造所 (以下「製造販売事務所」と「製造所」をあわせて「事業所」という。) 単位で行いますので、報告義務者は事業所の管理責任者です。 (規則第5条、第7条)

ただし、脱脂綿又はガーゼの小分けのみを行う製造所及び生理処理用品 (脱脂綿のみからなるものを除く。) の大判製品のみの製造を行う製造所、並びにこれらの製造販売のみを行う製造販売事務所は除かれます。 (薬事工業生産動態統計調査の調査範囲から除外する業種の指定 昭和27年厚生省告示第63号)

6. 集計結果の公表

集計結果は集計完了後速やかに公表されます。毎月の結果表は、薬事工業生産動態統計調査月報として公表され、更に年報として毎年分が公表されます。 (規則第17条)

7. 調査票及び結果表の保存

調査票の保存期間は1年、結果表等を記録した記録媒体の保存期間は永年です。 (規則第18条)

保存期間を経過した調査票及び結果表は焼却されます。

II 調査票提出までの順序

1. 調査票の配布

調査票は、製造販売事務所にあっては厚生労働省医政局経済課 (以下「経済課」という。) から、製造所にあっては申告義務者の所在地を管轄する都道府県薬務主管課 (以下「薬務主管課」という。) から毎月又は数ヵ月分を一括して送付されます。部数の足りない場合は至急、それぞれ経済課又は薬務主管課にその配布を請求して下さい。

また、厚生労働省のホームページより調査票様式をダウンロードすることもできます。 (規則第8条、9条)

URL : <http://www.mhlw.go.jp/topics/yakuji/jigyou.html>

2. 調査票の記入

調査票の記入に当たっては、「III 調査票記入上の注意」の項をよく読んで正確に記入して下さい。

3. 提出期限

記入済の調査票のうちC表は事業所の控えとし、製造販売事務所はA表を経済課に、製造所はA表及びB表を薬務主管課へ各調査月分につき翌月10日までに必ず提出して下さい。（規則第10条）

なお、各薬務主管課に提出された調査票は、審査のうえ調査月の翌月15日までに経済課へ送付され、直接提出された調査票とともに再審査のうえ集計されて公表されます。（規則第11、17条）

4. 提出方法

調査票の提出方法は、以下のいずれかの方法を選択して下さい。

(1) オンラインによる提出

「政府統計オンライン調査システム」によるオンライン報告が利用できます。

①専用のID・パスワードが必要となりますので、オンライン報告を希望する場合は、製造販売業者は経済課、製造所は薬務主管課まで申請願います。なお、都道府県によってはオンライン報告が利用出来ない場合がありますので、ご確認の上申請願います。

②オンライン報告は専用の電子調査票作成ソフト「事業者システム」が必要となります。

ID・パスワード申請様式及び「事業者システム」は厚生労働省HP（2頁にURLを記載）よりダウンロードが可能です。

注1：政府統計オンライン調査システム以外のオンライン報告（例：電子メール）は認められておりません。

(2) 郵送による提出

紙媒体の調査票及び電子調査票作成ソフト「事業者システム」で作成したデータを電磁的記録媒体（FD、CD等）で提出する場合は郵送を利用して下さい。

III 調査票記入上の注意

1. 注 意

ここでは調査票の各欄を項目別に解説しております。各票の記入に当たっては、それぞれの記入項目についての説明を参照して下さい。

- (1) この調査票は下記に該当する医療機器及び医薬部外品を製造販売又は製造している事業所であって衛生材料を製造販売又は製造している事業所（脱脂綿又はガーゼの小分けのみを行う製造所及び生理処理用品（脱脂綿のみからなるものを除く。）の大判製品のみの製造を行う製造所、並びにこれらの製造販売のみを行う製造販売事務所を除く。）が提出するものです。
 - ① 最終製品を自社製造している製造所(ただし、包装、表示又は保管のみの委託を含む。)
 - ② 最終製品となる製造工程の委受託製造等が行われた場合、他の製造販売事務所から製造を受託した製造所(ただし、包装、表示又は保管のみを行う場合を除く。)
 - ③ 最終製品となる製造工程の委受託製造等が行われた場合、他の製造所に製造を委託した製造販売事務所(ただし、包装、表示又は保管のみの委託を除く。)
 - ④ 最終製品を輸入している製造販売事務所(ただし、包装、表示又は保管のみの委託を含む。)
- (2) 調査の期日は毎月末現在で行いますが、月末締が種々の事情で困難な場合は一定の期日を設け、その日から前1カ月の期間について報告して下さい。ただし、この場合、調査期日をみだりに変更しないで下さい。
- (3) 調査月間に生産（輸入）及び出荷の実績がなく、かつ在庫のない品目については記入する必要はありません。
- (4) 委受託製造が行われた場合、製造販売事務所が最終製品を受領した日をもって製造販売事務所、製造所双方が報告して下さい。製造販売事務所は、生産（輸入）、出荷、在庫を記入しますが、製造所は、生産（輸入）の欄に受託金額、数量を報告し、出荷、在庫は記入しないで下さい。
- (5) 工場休止及びその他の事由により調査対象品目の全てについて上記(3)の状態にある事業所については、本票を提出する必要はありません。ただし、その際には必ずそれぞれ経済課又は薬務主管課にその旨を連絡し、指示に従って下さい。
- (6) 同一品目で2規格以上ある場合は、その規格ごとに行を分けて記入して下さい。
- (7) 返品については、その返品が当月に出荷したものの場合は、当初の出荷分から返品分を差し引いて当月の出荷金額及び出荷数量として下さい。その返品が前月以前に出荷したもののは在庫に返品分を加えて、当月の在庫金額及び在庫数量として下さい。
廃棄処理をした場合は、当月の在庫から廃棄分を差し引いて、当月の在庫金額及び在庫数量として下さい。

(8) 金額と数量の関係について

原則として生産（輸入）、出荷の実績及び在庫のある品目は金額と数量を対で記入することとなります。ただし、単価の低い品目について、数量に単価を掛けて得られた金額が四捨五入によっても千円に満たない場合はこの限りではありません。また、数量についても記入単位未満については四捨五入して記入して下さい。

2. 定義

(1) 最終製品

そのままの形で直ちに消費者が使用できる状態にあるものをいいます。

(2) 金額（生産（輸入）、出荷、在庫）

この調査では、金額は事業所販売価格（消費税含む）に数量を乗じた額をいい、千円単位で記入します。（製造原価及び輸入原価ではありません。また千円未満は四捨五入して下さい。）

ただし、委受託製造が行われた場合の製造所においては、受託製造金額（委受託契約等により製造所が製造販売事務所より受け取る製造金額単価に数量を乗じた額（消費税含む））をいい、千円単位で記入します。（千円未満は四捨五入して下さい。）

事業所販売価格とは、いわゆる倉出し価格に消費税を加えた価格であり、企業の販売価格から運賃、積込料、その他の諸掛（保険料、倉庫保管料等）を除いた価格です。同一企業体内の他の事業所への出荷等で事業所販売価格のない場合でもこれに準じ評価して計算して下さい。

なお、運賃等の諸掛の総額は判明していてもこれを個々の項目に配分することが非常に困難で、前述の事業所販売価格を算出することができない場合には、運賃等の諸掛を含めた販売金額の報告を行うこともやむを得ません。

(3) 委受託製造

この調査では、製造販売事務所が、委受託工程が製造工程の全て又は一部にかかわらず最終製品となる製造工程を他社の製造所に委託することをいいます。（製造所側からみると受託）。ただし、当該調査においては、包装、表示又は保管のみを行なうものは除きます。

3. 記入項目

(1) 「1 平成 年 月分」

この調査票には1カ月分を記入し、この調査が何月分のものであるかを明記して下さい。（1. 注意(2)参照）

(2) 「2 符号」

① 「(1)月別」、「(2)県名」、「(4)区分」

別紙1に基づき該当番号を記入して下さい。

② 「(3)事業所番号」

会社コード6桁、事業所コード3桁の9桁コードを記入して下さい。不明の場合は事業所所在地の都道府県薬務主管課又は厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課許可管理係に確認し、記入もれのないようにして下さい。

(3) 「3 提出枚数」

この調査票の提出枚数を記入して下さい。通常提出枚数は1枚ですから「1」と書くことになりますが、生産（輸入）品目が多数で1枚に書ききれないときには2枚以上提出しますのでこの場合はその枚数等を、例えば「2枚のうちのNo.1」というように記入して下さい。

(4) 「4 報告義務者職名・氏名」

この調査による報告が完全かつ正確であることに責任を持つ者の職名及び氏名を記入して下さい。

なお、報告義務者は実際の記入担当者ではなく、その事業所の管理責任者であり、この調査票を検査のうえ記名して下さい。

(5) 「5 記入担当者氏名」

直接この調査票に記入した者の氏名を記入して下さい。

(6) 「6 委受託先事業所番号」

委受託が行われた場合は、その相手先の事業者番号を記入してください。

(7) 「7 記 号」

① 「(1)品 名」

その事業所において、調査月間に生産（輸入）、出荷又は在庫のある品目についてその品名を別紙2「(1)品名区分」にもとづき該当番号を記入して下さい。

生産（輸入）、出荷及び在庫数量が全くなく、この項の各欄に記入項目のない品目については、記入する必要はありません。（1. 注意(3)参照）

② 「(2)用途区分」、「(4)製造区分」、「(5)出荷区分」

別紙2「(2)用途区分」、「(3)製造区分」及び「(4)出荷区分」にもとづき該当番号を記入して下さい。

③ 「(3)用途区分国コード」、「(6)出荷区分国コード」

別紙2(2)に定める用途区分番号2の衛生材料についてどの国から輸入されたか、また、別紙2(4)に定める出荷区分番号2の衛生材料についてどの国へ輸出するかをそれぞれ別紙4「国別コード表」により、コード番号を記入して下さい。

なお、包装、説明書等の形態からそれが輸出用と判断されるものについては出荷区分を2（国外出荷）とし、該当国の国別コード番号を記入して下さい。その時点において出荷先国が不明の場合出荷区分国コードを900（その他）として下さい。

用途区分番号1及び出荷区分番号1又は3の衛生材料については、斜線を引いて下さい。

(8) 「8 金額」（2. 定義(2)参照）

① 「(7)生産（輸入）」

その事業所において生産（輸入）された衛生材料の調査月間の総生産（輸入）金額を記入して下さい。

② 「(8)出荷」

その事業所において生産又は輸入された衛生材料のうち調査月間にその事業所の管理する倉庫（その事業所が契約の主体となって借り受けている倉庫及び他の保管場所を含む。）以外への出荷（販売による、同一企業体内の他の事業所への出荷等）された衛生材料の出荷金額を記入して下さい。

現実に出荷されていないものについては、出荷指示を受けたもの、又は帳簿上売渡済のものであっても、これを含めないで下さい。また、サンプル用等、無償で出荷されたものについても、これを含めないで下さい。

③ 「(9)月末在庫」

その事業所において生産又は輸入された衛生材料のうち、調査月の月末現在でその事業所の管理している倉庫（その事業所が契約の主体となって借り受けている倉庫及び他の保管場所を含む。）に保管されているものの総額を記入して下さい。

現に在庫となっているものについては出荷の指示を受けたもの又は帳簿上売渡済のものであってもこれに含めないで下さい。

(9) 「9 数量」

① 「(10)記入単位」

衛生材料数量単位及び数量桁単位を別紙3の記号に従って記入して下さい。例えば、医療ガーゼについては「大判(30cm巾×m)」を基準として記入し、医療脱脂綿については「大判(kg)」換算により記入し、生理処理用品については、ピースにより記入して下さい。

② 「(11)生産（輸入）」、「(12)出荷」、「(13)月末在庫」

前記(8)「8 金額」①、②、③を参照し、該当品目のそれぞれの生産（輸入）、出荷又は月末在庫の数量を記入して下さい。

(10) 「事業所許可（登録）番号」

医薬品医療機器等法による許可証又は登録証に記載されている許可番号又は登録番号を記入して下さい。

(11) 「事業所の氏名又は名称」

個人企業の場合はその個人の氏名を記入し、法人の場合はその種類（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、社団法人、財団法人、協同組合、協業組合等）、名称及び代表者の氏名を、例えば「厚生製造品（株） 代表取締役 厚生太郎」のように記入して下さい。

(12) 「事業所名」

医薬品医療機器等法による許可証又は登録証に記載された事業所名を記入して下さい。

(13) 「事業所所在地」

医薬品医療機器等法による許可証又は登録証に記載された事業所の所在地を記入して下さい。

別紙1 月別、県名、事業所区分

(1) 「月 別」

提出した調査票の調査月に応じて、次に掲げる表に基づき、該当する月の番号を記入することとする。

調査月	符号記入番号	調査月	符号記入番号
1月	01	7月	07
2月	02	8月	08
3月	03	9月	09
4月	04	10月	10
5月	05	11月	11
6月	06	12月	12

(2) 「県 名」

次に掲げる表にもとづき、該当する都道府県 J I S コードの番号を記入すること。

都道府県名	符号記入番号	都道府県名	符号記入番号	都道府県名	符号記入番号
北海道	01	石川	17	岡山	33
青森	02	福井	18	広島	34
岩手	03	山梨	19	山口	35
宮城	04	長野	20	島根	36
秋田	05	岐阜	21	徳島	37
山形	06	静岡	22	香川	38
福島	07	愛知	23	媛	39
茨城	08	三重	24	高知	40
栃木	09	京	25	佐賀	41
群馬	10	滋賀	26	長崎	42
埼玉	11	大阪	27	熊本	43
千葉	12	兵庫	28	大分	44
東京	13	奈良	29	鹿児	45
神奈	14	和歌	30	沖縄	46
新潟	15	鳥島	31		47
富山	16		32		

(3) 事業所の区分

区分	区分番号
最終製品の製造販売を行っている製造販売事務所	1
最終製品の製造を行っている製造所	2

別紙2 衛生材料品名区分、用途区分、製造区分及び出荷区分

(1) 品名区分

品 名	定 義	番 号
脱脂綿 医療脱脂綿 医薬部外品脱脂綿	医療脱脂綿とは、医療機器である脱脂綿をいう。 医薬部外品脱脂綿とは、医薬部外品である脱脂綿をいう。	A1 A2
ガーゼ 医療ガーゼ	医療ガーゼとは、医療機器であるガーゼをいう。	A3
生理処理用品	生理処理用品とは、医薬部外品である生理処理用ナプキンをいう。	B1

(2) 用途区分

用途区分	定 義	番 号
国産衛生材料	国産衛生材料とは、国内で製造された衛生材料をいう。	1
輸入衛生材料	輸入衛生材料とは、完成品として輸入された衛生材料をいう。	2

(3) 製造区分

製造区分	定 義	番 号
自社製造	自社製造とは、衛生材料の製造（輸入）のうち、最終製品の工程を自社の製造所で行うものをいう。	1
委託製造	委託製造とは、衛生材料の製造（輸入）のうち、最終製品の工程を他の製造所に委託して製造を行わせるものをいう。	2
受託製造	受託製造とは、衛生材料の製造（輸入）のうち、最終製品の工程を他の製造販売事務所から委託され製造を行うものをいう。	3

(4) 出荷区分

出荷区分	定 義	番 号
国内出荷	国内出荷とは、国外出荷以外の出荷をいう。	1
国外出荷	国外出荷とは、輸出を目的とした出荷をいう。	2
自家消費	自家消費とは、その事業所が生産又は輸入した衛生材料（生理処理用品を除く。）を最終製品の生産のため当該事業所において消費することをいう。	3

別紙3 衛生材料数量単位

(1) 数量単位

記号	
kg	: A
m	: B
ピース	: D

(2) 数量桁単位

記号	
1×1	: 0
1×10	: 1
1×100	: 2
1×1,000	: 3
1×10,000	: 4
1×100,000	: 5
1×1,000,000	: 6
1×10,000,000	: 7
1×100,000,000	: 8
1×1,000,000,000	: 9

◎下記の表に従って記入単位を記入してください。

品 名	記入単位		
	単位	記号	桁
医療脱脂綿	kg	A	0
医薬部外品脱脂綿	kg	A	0
医療ガーゼ	m	B	0
生理処理用品	千ピース	D	3

別紙4 国別コード表

番号	国又は地域	番号	国又は地域	番号	国又は地域	番号	国又は地域	番号	国又は地域	番号	国又は地域
100 アジア州	200 ヨーロッパ州	300 北アメリカ州	400 南アメリカ州	500 アフリカ州	600 大洋州						国又は地域
103 大韓民国	201 アイスランド	301 グリーンランド(デンマーク)	401 コロンビア	501 モロッコ	601 オーストリア						
104 北朝鮮	202 ノルウェー	302 カナダ	402 ベネズエラ	502 セウタ及びメリヤ(西)	602 ハブニア-ギニア						
105 中華人民共和国	203 スウェーデン	303 サンマリノ(仏)	403 カナダ	503 アルゼンチン	605 その他のオーストリア領						
106 台湾	204 デンマーク	304 アメリカ合衆国	404 スリナム	504 チュニシア	606 ニュージーランド						
107 モンゴル	205 英国	305 メキシコ	405 仙台キナナ	505 ヒリマンジ	607 クック諸島(ニュージーランド)						
108 香港	206 アイルランド	306 クアテマラ	406 エーグアドル	506 エジプト	608 ドラウ諸島(ニュージーランド)						
110 ベトナム	207 オランダ	307 オランダ	407 ベルギー	507 ベルギー	609 ニエ						
111 タイ	208 ベルギー	308 ベリーズ	408 ボリビア	508 西サハラ	610 サモア						
112 シンガポール	209 ルクセンブルク	309 エルサルバドル	409 チリ	509 モーリタニア	611 バヌアツ						
113 マレーシア	210 フランス	310 ニカラagua	410 ブラジル	510 セネガル	612 フィジー						
116 ブルネイ	211 モナコ	311 コスカラ	411 ブルタアイ	511 ガンビア	613 ロモン						
117 フィリピン	212 アンドラ	312 ナバマ	412 ヴルグアイ	512 ギニアビサウ	614 トガ						
118 インドネシア	213 ドイツ	313 バヌダ(英)	413 アルゼンチン	513 ギニアビサウ	615 ピリビス						
120 カンボジア	215 スイス	315 バハマ	414 フォーランド諸島(英)	514 ジニアオネ	616 ピツカガラ(英)						
121 ラオス	216 アルゼン(葡)	316 ジャマイカ	415 英領南極地域	515 リベリア	617 ナウル						
122 ミャンマー	217 ボルガル	317 ターカクス及びカイコス諸島(英)	416 コーネルニア(仏)	516 コーネルニア(仏)	618 ニューカレドニア(仏)						
123 インド	218 スペイン	318 シラクサ(英)	417 バルバドス	517 ハンガリネシア	619 ハンガリネシア						
124 ハキスタン	219 シラクサ(英)	320 ハニード・トバゴ	418 ハニード・トバゴ	518 ドーコ	620 グアム(米)						
125 スリランカ	220 イタリア	321 キューバ	419 ベナン	519 ベナン	621 米領サモア						
126 スリランカ	221 イタリア	322 ハイチ	520 マリキナファン	521 マリキナファン	622 ツバル						
127 ハンガリデシュ	222 フィンランド	323 デミカ共和国	522 フィリポリス(西)	522 フィリポリス(西)	623 ミクロネシア						
128 東ティモール	223 ポーランド	324 フィリポリ(西)	523 カナリ諸島(西)	523 カナリ諸島(西)	624 ハラオ						
129 マカオ	224 ポーランド	325 オーストリア	524 ホンジュラス	524 ホンジュラス	625 ハラオ						
130 アフガニスタン	225 オーストリア	227 ハガリ-	525 ハンガリ-	525 ニジエール	626 ハラオ						
131 ネバール	228 セリビアン	327 ハンガリ-インド諸島	526 ハンガリ-インド諸島	526 ハンガリ-インド諸島	627 ハラオ						
132 フーラン	229 アルミニア	328 ハイマン諸島(英)	527 クレマンタナ	527 クレマンタナ	628 ハラオ						
133 イラン	230 ギリシャ	329 クレナダ	528 ハセントルシア	528 ハセントルシア	629 その他						
134 イラク	231 ルーマニア	330 ハセントルシア	530 ハンティア・ハーブーダ	530 ハンティア・ハーブーダ	900 その他						
135 バーレーン	232 フルガリア	331 ハンティア・ハーブーダ	531 ハンティア・ハーブーダ	531 ハンティア・ハーブーダ							
137 サウジアラビア	233 キプロス	332 ハンティア・ハーブーダ	532 ハンティア・ハーブーダ	532 ハンティア・ハーブーダ							
138 クウェート	234 トルコ	333 ハンティア・ハーブーダ	533 ハンティア・ハーブーダ	533 ハンティア・ハーブーダ							
140 カタール	235 エストニア	334 モントセラト(英)	534 ココス(キリバス)	534 ココス(キリバス)							
141 オマーン	236 ハトビア	335 セントビンセント	535 クレメンス	535 クレメンス							
143 イスラエル	237 ヨルダン	336 セントビンセント	536 サンヘレナ及びその附属諸島(英)	536 サンヘレナ及びその附属諸島(英)							
144 ヨルダン	238 ヨルダニ	337 ハンティア・ハーブーダ	537 エチオピア	537 エチオピア							
145 シリア	239 ヨルダニ	900 その他	538 エチオピア	538 エチオピア							
146 レバノン	240 モルドバ	240 モルドバ	539 シチチ	539 シチチ							
147 アラブ首長国連邦	241 スロベニア	241 スロベニア	540 ソマリ	540 ソマリ							
149 イエメン	242 スロベニア	242 スロベニア	541 ケニア	541 ケニア							
150 アゼルバイジャン	243 パスニニアヘルヨゴビナ	243 パスニニアヘルヨゴビナ	542 クサンダ	542 クサンダ							
151 アルメニア	244 ワスベキスタン	244 ワスベキスタン	543 カザフスタン	543 カザフスタン							
152 ヨルダン川西岸及びガザ	245 カザフスタン	245 カザフスタン	544 キルギス	544 キルギス							
153 カザフスタン	246 エロバキア	246 エロバキア	545 タジキスタン	545 タジキスタン							
155 タジキスタン	247 モンテネグロ	247 モンテネグロ	546 モダガスカル	546 モダガスカル							
156 タジキスタン	248 コンボ	248 コンボ	547 モーリシャス	547 モーリシャス							
157 グルジア	900 その他	900 その他	548 レユニオン(仏)	548 レユニオン(仏)							
900 その他			549 ナミビア	549 ナミビア							
			550 ナミビア	550 ナミビア							
			551 南アフリカ共和国	551 南アフリカ共和国							
			552 レート	552 レート							
			553 マラウイ	553 マラウイ							
			554 ナンビア	554 ナンビア							
			555 ホンダブ	555 ホンダブ							
			556 スワジiland	556 スワジiland							
			557 英領印度洋地域	557 英領印度洋地域							
			558 コモロ	558 コモロ							
			559 エートリア	559 エートリア							
			560 南スーダン	560 南スーダン							
			900 その他	900 その他							